

令和5年度ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和5年度ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト事業委託業務

2 業務発注者

- (1) 業務発注者：袋井市観光協会会長 村田 繁樹
(2) 事務局：袋井市観光協会事務局（袋井市観光案内所内）

3 業務内容

別添「令和5年度ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト事業業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日まで

5 選定方法

公募型プロポーザル方式

6 事業費

本業務に係る経費としての予算上限額は、6,100 千円（消費税及び地方消費税 10%を含む）とします。

7 スケジュール

内 容	日 程
公募開始（ホームページ掲載）	令和5年9月15日（金）
質問票提出期限	令和5年9月22日（金）
質問への回答	令和5年9月25日（月）
参加表明書提出期限	令和5年9月26日（火）
企画提案書等の提出期限	令和5年9月28日（木）
審査（プレゼンテーション）実施	令和5年10月2日（月）
審査結果の通知発送	令和5年10月上旬頃
契約締結	令和5年10月上旬頃

8 参加要件

本プロポーザルに参加するには、次に掲げる条件すべてを満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税等を滞納していない者であること。
- (6) 袋井市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）第 2 条に定める暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

9 参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式 1） ※要会社印・代表者印押印

イ 会社概要（任意様式） ※既存のパンフレット等でも可

ウ 定款

エ 登記事項証明書（現在事項証明書）

オ 国税及び地方税に未納がない証明書

※法人税・消費税及び地方消費税に未納がない証明書（税務署発行その 3 の 3 納税証明書）、法人市民税・固定資産税の納税証明書（市区税事務所発行）

※それぞれ最新年度に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」（任意様式）を提出。

- (2) 提出期限 令和 5 年 9 月 26 日（火）午後 6 時まで
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること）
- (5) 提出先 下記 15 に記した担当まで

10 質疑応答

公募型プロポーザル及び企画提案に関する質問は、次により行うものとします。

- (1) 提出書類 質問票（様式 2） ※押印不要
- (2) 提出期限 令和 5 年 9 月 22 日（金）午後 6 時まで
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出方法 電子メール（アドレス：kanko.fukuroi@ai.tnc.ne.jp）
- (5) 回答方法 令和 5 年 9 月 25 日（月）までに電子メールにより回答します。

11 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3） ※要会社印・代表者印押印

イ 企画書（任意様式。ただしA4版又はA3版で作成）

1 事業者1提案とし、別添「令和5年度ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト事業業務委託仕様書」を踏まえ、以下の内容を必ず入れてください。

・袋井駅周辺ライトアップ事業

・「ふくろい夜宵（よるよい）プロジェクト」イベント事業

ウ 見積書（積算内訳を含む） ※要会社印・代表者印押印

エ 実施体制（様式不問） ※本業務の実施体制（責任者・担当者等）が分かる書類

オ 業務工程表（様式不問） ※本業務の全体スケジュールや個別作業スケジュール

カ 同種事業の実績（様式不問） ※過去5年以内に取り組んだ事業

(2) 提出期限 令和5年9月28日（木）午後6時まで

(3) 提出部数 正本1部、副本6部

(4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること）

(5) 提出先 下記15に記した担当まで

12 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行います。

(1) 選定方法

企画書に係る提案内容の審査及び事業者の選定は、参加事業者が実施するプレゼンテーションについて、選定会がヒアリングする方法で行います。

(2) 実施日 令和5年10月2日（月）午後3時30分から（予定）

(3) 場所 袋井市教育会館 3階B会議室（袋井市新屋一丁目2番地の1）

※時間場所等の詳細は、参加事業者決定後に後日通知します。

(4) 時間 1事業者あたり40分程度

※提出書類ア～カ（順番は不問）までの説明をお願いします。

（企画提案書等の説明（30分）、質疑応答（10分程度））

(5) 出席者 本事業担当者を必ず含み、3人以内としてください。

(6) 実施方法

プレゼンテーションは紙面のほか、ビジュアル機材やパソコン等も可とし、その場合はパソコンとデータ等を持参してください。（スクリーン及びプロジェクターは本協会では準備します。）

(7) 選定方法

ア 各事業者のプレゼンテーションについて、本協会等で組織する選定会（5人）が下表に基づき公平に審査した上、最高得点者を最優秀企画提案者（業務委託契約予定者）として選定します。

イ 各選定委員持ち点（100点）を合算した値（500点満点）の4割（200点以上）を最低基準点とし、最低基準点に満たない事業者は選外とします。

ウ 最高得点者が複数の場合は、見積額の最も低い事業者を最優秀企画提案者として選定します。また、見積額も同額の場合は、くじ引きにより最優秀企画提案者を選定します。

【評価基準および選定委員 1 人あたりの評価点数】

評価項目	評価基準	評価点数
企画書 業務内容	①全体構成（企画力） ・身近にある非日常な空間づくり ・参加型イベントの実施 ・持続性の確保	10 点
	②袋井駅周辺ライトアップ事業	10 点
	③イベント事業	30 点
	④広報・宣伝	10 点
	⑤事業者の独自提案	20 点
実施体制 スケジュール	⑥業務実施体制	5 点
	⑦全体工程及び個別作業工程	5 点
実現可能性	⑧見積額及び積算内訳の妥当性	5 点
	⑨過去の実績内容等	5 点
	合計	100 点

(8) 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とします。

- ア 本実施要領で定めた内容に適合しないとき。
- イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- ウ 提出書類に不備や不足があったとき。
- エ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- オ プレゼンテーションに遅刻及び欠席したとき。
- カ 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- キ その他不適切な事項があると判断されるとき。

(9) 結果通知

選定結果（可否のみ）は、参加したすべての事業者に通知します。

なお、選定に関する異議等は一切受け付けません。

13 契約の締結

- (1) 契約は、最優秀企画提案者と仕様及び契約条件等について協議した上、契約内容に関する協議が整ったときは、委託予算額の範囲内で締結するものとします。

ただし協議の結果、見積額に変更が生じた場合は、再度見積書を提出の上、委託予算額の範囲内で契約を締結するものとします。

- (2) 最優秀企画提案者と協議が整わず契約が締結できない場合は、次点者と順次協議を行うことができるものとします。

- (3) 最低基準点に満たなかった場合は、本プロポーザルに基づく契約は行いません。

14 その他

- (1) 参加事業者は、企画提案者等の提出をもって、本プロポーザル実施要領の記載内容に同意したものとします。
- (2) 本プロポーザルへの参加に対し必要な費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (3) 提出後の書類等について、資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルの審査以外には無断で使用しません。ただし、目的の範囲内において複製することがあります。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事業に係る責任はすべて参加事業者が負うものとします。
- (6) 契約締結までは契約が確定していないことに十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。

15 担当（問い合わせ先）

袋井市観光協会（担当：寺田^{せい}整）

開館時間：午前9時30分～午後6時00分

〒437-0023 静岡県袋井市高尾1211番地の1（袋井市観光案内所内）

電話番号：0538-43-1006 FAX 番号：0538-44-3189

E-mail：kanko.fukuroi@ai.tnc.ne.jp